

# 民法モデル案について

## 第1 総論的意見

- 1 民法モデル案は項目が非常に多い。 の項目を削除してスリムにすべきである。
- 2 総論の「基本的考え方」では、各項目の表現として、大きく5通りを用意しているが（「考え方」2ページ）、「民法モデル案」の全項目のうち9割以上が「説明することができる」とされている。ここにいる「説明できる」が、「条文に則して」説明できればよいとされている項目以外の項目については、条文を参照せずに回答させるものとすれば、過大な暗記を強要することになる。そのような趣旨でない とすれば、表現を明確にすべきである。

## 第2 各論的意見

「民法モデル案」の項目数はあまりにも多く、項目全てに対し意見を付することは困難であるが、個別の項目に対する具体的意見の一部として、以下、指摘しておく。

### 第1編 民法総論・民法総則

#### 序章 民法総論

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第2節

- ・「 事実審と法律審の相違を具体例を挙げて説明することができる。」は不要である。

#### 第1章 通則

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第2章 人

##### 第1節

- ・「 」の項目は不要である。

##### 第2節 権利能力

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・「 普通失踪と特別失踪の異同について、説明することができる。」は不要である。

##### 第3節 意思能力と行為能力

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・「 制限行為能力者の類型ごとに、本人が単独で有効になしうる行為の種類および単独で有効になしえない場合の、取消権者・追認権者について、説明することができる。」は、条文を参照しながら説明できれば十分である。

#### 第4節 住所、不在者の財産管理

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・「 住所の概念の内容および意義について、説明することができる。」は不要である。
- ・「 不在者の財産管理の制度の概要について、説明することができる。」等は、制度の概要を説明させる前に、制度の存在意義（必要性）をまず説明させるべきである。

### 第3章 法人

- ・「 」の項目は全て不要である。

### 第4章 物

- ・「 」の項目は全て不要である。

### 第5章 法律行為

#### 第1節 総則

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第2節 意思表示

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・「 3 錯誤」の「 動機の錯誤を表示の錯誤と区別して取り扱うかどうかについて、基本的な考え方の対立とその問題点を具体例に即して説明することができる。」については、判例の見解を説明できる（その問題点を含めて）ということにすべきである。

- ・「 5 消費者契約法における誤認・困惑」の「 消費者契約法の規定内容がどこまでコア・カリキュラムに含まれるかについては、なお検討が必要である。」はその通りである。契約の無効・取消原因は民法に記載されているもの以外に存在すること、消費者契約法の条文を知っていることレベルでよいのではないか。

#### 第3節 代理

- ・「 」の項目は全て不要である。

・「5 表見代理」について、109条の表見代理についてのみ、「本人が責任を負う根拠」を問題にするのはなぜか。

#### 第4節 無効及び取消し

・「 」の項目は全て不要である。  
・「2-2 取消しと追認」の「126条が定める短期の期間の長期の期間の性質の違いを説明することができる。」は不要である。

#### 第7章 時効

・「 」の項目は全て不要である。

### 第2編 物権

#### 第1章 総則

・「 」の項目は全て不要である。

##### 第1節 物権の一般原則

・「物権編にどのようなルールが置かれているか、債権編と対比して、物権編の特徴はどのようなものであるかを説明することができる。」及び、「物権に共通する特徴を、債権の特徴と対比して説明することができる。」は、コアとするには一般的概括的にすぎる。

##### 第2節 物権変動

・「物権の取得者は、どのような第三者に対する関係において、物権取得を対抗するために登記を備えていることが必要であるかをめぐる議論の対立を理解し、その問題点を具体例に即して説明することができる。」は、「正当な利益を有する第三者」という判例の見解を明示して項目を記載すべきではないか。

・「3 動産物権変動」について、項目が一つも挙げられていない。

#### 第2章 占有権

・「 」の項目は全て不要である。  
・「無権原の占有者が、本権者から占有物の返還を請求された場合に、本権者に対してどのような要件の下で、どのような権利を主張することができるかを、具体的事例に即して説明することができる。」は、条文を見ながら説明できれば足りる。

#### 第3章 所有権

・「 」の項目は全て不要である。

#### 第3節 所有権取得の原因

・「法律行為に基づかない所有権取得原因のうち、物権編においてどのような場合が規定されているかを説明することができる。」

・「添付によって生ずる所有権取得の効果と民法248条の関係を、具体例を挙げて説明することができる。」は不要である。

#### 第4章 地上権

・「 」の項目は全て不要である。

・「地代の支払義務と賃借権における賃料の支払義務との異同について、具体例を挙げて説明することができる。」は不要である。

#### 第5章 永小作権

・「 」の項目は全て不要である。

#### 第6章 地役権

・「 」の項目は全て不要である。

・「地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、具体例を挙げて説明することができる。」という項目が重複している。

#### 第7章 担保物権総論・留置権

##### 第1節 担保物権総論

・「 」の項目は全て不要である。

##### 第2節 留置権

・「留置権の成立する要件を具体例に即して説明することができる。」と「判例・学説にしたいが、被担保債権と物との牽連関係が異論なく認められる場合を、具体例を挙げて説明することができる。」は1つの項目にして良いのではないか。

#### 第8章 先取特権

・「 」の項目は全て不要である。

#### 第9章 質権

・「 」の項目は全て不要である。

#### 第10章 抵当権

##### 第1節 抵当権総論

・「 」の項目は全て不要である。

## 第2節 抵当権の設定と効力

- ・「 抵当権はいかなる当事者の間で設定されるかを，具体例に即して説明することができる。」は，具体的に何を要求しているのか不明確である。

## 第7節 共同抵当

- ・「 共同抵当の目的不動産について，同時に抵当権が実行される場合の法律関係，および，複数の目的不動産の一部についてのみ抵当権が実行される場合の法律関係が，それぞれどうなるかを具体例に即して説明することができる。」は不要である。

## 第11章 非典型担保

### 第1節 仮登記担保

- ・「 」の項目は全て不要である。

### 第2節 譲渡担保

- ・譲渡担保について項目が多すぎる。

## 第3編 債権

### 第1部 債権総則

#### 第1章 債権の目的

##### 第2節 種類債権（不特定物債権）

- ・「 」の項目は全て不要である。

##### 第3節 金銭債権

- ・この節自体不要である。

##### 第4節 利息債権

- ・「 重利の意義と，民法における重利の処理について，説明することができる。」は，コア（ ）とすべき項目である。
- ・「 利息の天引きに関する利息制限法のルールについて，具体例を挙げて説明することができる。」及び「 出資法の上限利率の意味について，説明することができる。は，「理解している」で足りる。

##### 第5節 選択債権

- ・この節自体不要である。

#### 第2章 債権の効力

##### 第1節 総論

- ・「 原始的不能の給付を目的とする契約の効力に関するいくつ

かの考え方を，具体例に則して説明することができる。」は無効説を理解することがコアであり，他の考え方は無効説の問題を理解する前提としてでのみコアとすべきである。

## 第2節 履行強制

- ・「 」の項目は不要である。

## 第3節 債務不履行

- ・「 不完全履行と瑕疵担保責任の関係について，いくつかの代表的考え方の主要内容と問題点を説明することができる。」は，判例の見解を理解するのがコアであり，種々の考えを並列的にあげるのは問題がある。

## 第4節 損害賠償

- ・「 」は全て不要である。
- ・損害賠償請求の要件事実ではなく，損害賠償請求権の発生要件を民法のコアとすべきであろう。
- ・賠償予定については，賠償予定の民法のルールを説明できれば足り，その余は不要である。

## 第5節 受領遅滞

- ・「 」は不要である。

## 第6節 責任財産の保全

追加された部分なので，追って意見を述べる。

## 第3章 多数当事者の債権関係

### 第2節 分割債権・分割債務

- ・「 可分の債権・債務が共同相続された場合に，各共同相続人がどのような権利を取得し，また債務を負担することになるかを説明することができる。」は，コアとすべき項目である。

### 第3節 不可分債権・不可分債務

- ・「 」の項目は不要である。

### 第4節 連帯債務

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・「 債権者と連帯債務者との間の請求・弁済等をめぐる法律関係（いわゆる対外的効力）について具体例に即して説明することができる。」及び，「 連帯債務者の1人について生じた事由については，相対的効力が原則であること，また，例外として絶対

的効力を生じさせる事由には、当該債務者の負担部分とは無関係な絶対的効力事由と負担部分を限度とする絶対的効力事由があることを、債務の消滅原因（弁済、代物弁済、更改、相殺、免除、混同、消滅時効等）を踏まえつつ説明することができる。」を別の項目とする必要はない。また、具体的な事由については、「条文に則して」説明できれば足りる。

#### 第5節 保証債務

- ・「 」の項目は全て不要である。

### 第4章 債権の移転

#### 第1節 債権譲渡

- ・「 」の項目は全て不要である。

### 第5章 債権の消滅

- ・「 」の項目は全て不要である。

## 第2部 債権各則(1) 契約

### 第1章 契約

#### 第1節 契約総論

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・契約の拘束力を独立した項目とする必要はない。
- ・原始的不能の契約の処理を独立した項目とする必要はない。
- ・申込みと承諾に関する項目が多すぎる。
- ・不安の抗弁に関する項目をコアとする必要はない。
- ・「 諾約者・要約者を定義することができる。」は、不要である。

### 第2章 贈与

- ・「 死因贈与とはどのような性質の贈与であり、遺贈とどのような点で相違し、どのような点で共通しているかを具体例を挙げて説明することができる。」は、「理解している」限度でコアとすべきではないか。

### 第3章 売買

#### 第1節 総則

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第2節 売買の効力

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・瑕疵担保については、判例を理解することがコアにあたるとの前提で項目の内容を整理する必要がある。

#### 第3節 買戻し

- ・この節に関する項目は不要である。

### 第4章 交換

- ・この章に関する項目は不要である。

### 第5章 消費貸借

- ・「 準消費貸借に基づいて債務の履行を求めようとする債権者は、どのような事実を主張・立証する必要があるかについて、対立する考え方とその問題点を具体例に即して説明することができる。」は、「理解している」限度でコアとすべきではないか。
- ・諾成的消費貸借について触れる必要はないか。

### 第6章 使用貸借

- ・「 使用貸主の義務・担保責任について、賃貸人のそれとの違いに留意しながら、説明することができる。」、「 使用借主の義務について、賃借人のそれとの違いに留意しながら、説明することができる。」及び「 目的物に投下された費用の負担に関する規律の内容について、説明することができる。」は、不要である（第7章の賃貸借との対比で足りる）。

### 第7章 賃貸借

#### 第1節 民法上の原則

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第2節 借地借家法

- ・「 」の項目は全て不要である。

##### 1 総論

- ・「 不動産利用権としての賃借権の特徴を、民法および借地借家法の規律内容をふまえ、地上権・永小作権との違いにも留意しながら、説明することができる。」及び「 借地借家法の適用範囲について、公営住宅・社宅等の利用関係、一時使用目的の賃貸借に関する問題等に留意しながら、説明することができる。」という項目は、「理解している」で足りる。

### 第8章 雇用

- ・「 雇用契約における契約の解除をめぐる規律および解除権（解

雇権)濫用法理の内容について,説明することができる。」のうち,解除権(解雇権)濫用法理について,現在では労働契約法16条の解釈問題となっている。民法のコアとしては,民法規定も含め「理解している」のが限度ではないか。

#### 第9章 請負

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第10章 委任

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・「 医療契約(診療契約),在学契約がどのような性質の契約であるかについて,委任(準委任)との異同に留意しつつ,説明することができる。」は,「理解している」で足りる。

#### 第12章 組合

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・その余の項目も「理解している」で足りる。

#### 第13章 終身定期金

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第14章 和解

- ・「 和解契約の締結後に,契約締結時に予想することができなかった後遺症が現れた場合に,後遺症による損害の賠償請求が和解契約とどのような関係に立つかについて,基本的な考え方と問題点を事例を挙げて説明することができる。」は,「理解している」限度でコアとすべきではないか。

### 第3部 債権各則(2) 法定債権関係

#### 第1章 事務管理

- ・「 」の項目は全て不要である。

#### 第2章 不当利得

- ・「 」の項目は全て不要である。

##### 第1節 不当利得の一般原則

- ・不当利得者の返還義務範囲と善意不当利得者の返還義務範囲,悪意の不当利得者の責任を別の項目とする必要はない。

#### 第3章 不法行為

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・不法行為について項目数が多すぎる。原理的な問題と具体的適用問題とを整理する必要がある。

#### 第2節 権利・利益侵害,違法性

- ・全て「理解している」で足りる。コアとは言えない。
- ・「 709条に関する民法現代語化の意味について説明することができる。」を独立した項目とする必要はない。

#### 第3節 故意過失,責任能力

- ・過失論の構造と結果回避可能性の考え方を別項目とする必要はない。
- ・ハンドの定式は不要である。

#### 第5節 因果関係・損害賠償の範囲

- ・「 709条の因果関係を1個と考える説と2個と考える説との区別を説明することができる。」は不要である。
- ・「 相当因果関係に対する学説上の批判について説明することができる。」は,「理解している」限度でコア。

#### 第6節 各種の権利・利益侵害

- ・全項目「理解している」で足りる。

#### 第9節 使用者責任,企業責任

- ・「 」の項目は不要である。
- ・「 『事業の執行』に関する判例の考え方の変遷及び学説の考え方について説明することができる。」は,現在の判例の考え方を説明できることを,コアとすべきである。

#### 第10節 工作物責任

- ・「 「土地の工作物」の要件について,その例とともに説明することができる。」「 設置保存の「瑕疵」に関する2つの考え方について説明することができる。」及び「 自然力と工作物の瑕疵が競合して損害が発生した場合の減額の可能性についての各種の考え方を説明することができる。」は,現在の判例の考え方を説明できるのがコアであり,他は理解していれば足りる。

#### 第11節 共同不法行為

- ・「 719条1項前段の要件に関する2つの考え方について説明することができる。」「 719条1項前段に関する行為者間の関連共同性についての各種の考え方を説明することができる。」及び「 交通事故と医療過誤の競合事例における共同不法行為責任の適用可能性に関する各種の考え方について説明することができる。」は,「理解している」が限度である。

第 1 2 節 不法行為の効果

- ・差止請求と不法行為について、判例は不法行為による差止を認めていないというのがコアなのではないか。

第 4 編 親族

第 5 編 相続

相続が追加されたので、第 4 編・第 5 編については、追って意見を述べる。

以上

## 民法モデル案について（追加意見照会分）

### 第1 総論的意見

- 1 親族法・相続法が必須のものであることは間違いがないが、財産法と比較して、量的にどこまでを必須とすべきか考慮を要するところである。財産分離などまで掲げるのは、コアを規定する趣旨に反するものである。
- 2 相続では、「判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる」という表現が目立つ（相続回復請求権や慰謝料請求権の相続性など）。これは、他の箇所では見られない表現である。「基本的な考え方」というのは何を指すのか。判例・学説が分かれているという前提の設問だと思われるので、民法起草者の考え方なのか、判例の考え方なのか、特定の学説の考え方なのか、意味不明である。

### 第2 各論的意見

#### 第3編 債権 第1部 債権総則

#### 第2章 債権の効力

#### 第6節 責任財産の保全（債権者代位権・詐害行為取消権）

細かすぎ、他とバランスを失している。

#### 1 責任財産保全制度全般

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。  
「責任財産とは何かを、債権がもつ権能との関係で定義することができる。」  
「債権者平等の原則を説明することができる。」  
「責任財産保全制度としての債権者代位権・詐害行為取消権の意味を説明することができる。」  
「責任財産保全制度と民事執行手続との関係について説明することができる。」
- ・「 」の項目、及びその余の「 」の項目は削除すべきである。

#### 2 債権者代位権

- ・以下の項目はそのままよい。  
「債権者代位権の要件を挙げることができる。」  
「債権者代位権の転用（目的外利用）が問題となる場面を複数挙

げることができる」という項目については、「（少なくとも、登記請求権保全目的での転用の場面と、不動産賃借人による所有者の妨害排除請求権の代位行使の場面）」

- ・以下の項目は、「理解している」で足りる。  
「債権者代位権にはどのような機能があるのかについて、説明することができる。」  
「債権者代位権の要件のそれぞれにつき、主張立証責任がどのように分配されるのかについて、説明することができる。」  
「債権者代位権が行使された場合に、代位行使される権利についての債務者の権限（取立権限・弁済受領権限など）がどのようになるのかについて、説明することができる。」  
「債権者代位訴訟において、代位債権者の勝訴判決及び敗訴判決が債務者に対してどのような影響を及ぼすのかについて、説明することができる。」
- ・「 」の項目全て及びその余の「 」の項目は削減すべきである。

#### 3 詐害行為取消権

- ・以下の項目はそのままよい。  
「詐害行為取消権にはどのような機能があるのかについて、説明することができる。」  
「詐害行為取消権の要件を挙げることができる。」  
「債務者の詐害意思とは何かを説明することができる。」  
「受益者・転得者の悪意の意味を説明することができる。」  
「詐害行為取消権が行使された場合における取消しの効果（とりわけ、取消しの相対効）について、適切な例を挙げつつ、説明することができる。」  
「詐害行為取消権が行使された場合に、取消債権者が直接の取立権や受領権を有するかどうかについて、説明することができる。」  
「受益者が債務者の一般債権者である場合を例にとり、受益者が取消債権者に対し平等弁済（利益分配）や按分の主張（按分の抗弁）をすることができるかどうかについて、説明することができる。」  
「詐害行為取消訴訟における被告となる者はだれか（債務者は被告となりうるか）について、説明することができる。」

- ・以下の項目は、「理解している」で足りる。
  - 「 詐害行為取消権の法的性質についての代表的考え方を複数あげ、それぞれについて説明することができる。」
  - 「 詐害行為取消権と否認権の関係について、説明することができる。」
  - 「 詐害行為取消権の要件のそれぞれにつき、主張立証責任がどのように分配されるのかについて説明することができる。」
  - 「 詐害行為前に被保全債権が成立していなければならないことの理由を説明することができる。」
  - 「 特定物の引渡しを目的とする債権を被保全債権とすることができるかどうかについて、このことが問題となる典型的な場面（不動産二重譲渡事例）を示しつつ、説明することができる。」
  - 「 弁済、代物弁済、相当価格での不動産の売却、担保設定行為など、詐害行為となるかどうか問題となる代表的な場面について、判例及び学説の考え方を示すことができる。」
  - 「 身分行為を詐害行為取消権の対象とすることができるかにつき、代表的な場面を挙げるとともに、判例の考え方を示すことができる。」
  - 「 詐害行為取消権の消滅時効及び除斥期間について、説明することができる。」
- ・その余の「 」の項目及び「 」の項目は削減すべきである。

#### 第4編 親族

##### 第1章 総論及び家族関係をめぐる手続の概観 及び 第2章 総則

- ・「 」の項目は不要である。
- ・「説明することができる。」とされている項目は全て「理解している。」に落とす。
- ・第2節「戸籍しくみ」は「戸籍のしくみ」

##### 第3章 婚姻

###### 第1節 婚姻の成立

- ・「 」の項目は全て不要である。
- ・婚姻の成立要件と婚姻意思以外の「 」の項目は全て「理解して

いる。」で足りる。

#### 第2節 婚姻の効果

- ・以下の項目はそのままよい。
  - 「 夫婦の扶助義務について説明することができる。」
  - 「 夫婦の財産関係がどのように決まるのかを説明することができる。」
  - 「 婚姻費用分担義務の意味と具体的内容を説明することができる。」
  - 「 日常家事債務の連帯責任について具体例を挙げて説明することができる。」
- ・以下の項目は「理解している」で足りる。
  - 「 婚姻の効果としての夫婦同氏原則、同居協力義務、成年擬制（、夫婦間の契約の取消権）について説明することができる。」
  - 「 不貞行為がなされた場合の第三者の損害賠償責任について説明することができる。」
- ・その余の「 」の項目及び「 」の項目は全て不要である。

#### 第3節 婚姻の解消

- ・以下の項目はそのままよい。
  - 「 協議離婚（、調停離婚、審判離婚）、裁判離婚（、訴訟上の和解による離婚）の関係を含めて、離婚の手続きの流れを説明することができる。」
  - 「 協議離婚の形式的要件と実質的要件を説明することができる。」
  - 「 裁判離婚における離婚原因の意味を説明することができる。」
  - 「 離婚における破綻主義と有責主義を説明することができる。」
  - 「 有責配偶者からの離婚請求について、判例の変遷を含めて、説明することができる。」
  - 「 離婚した場合の氏について説明することができる。」
  - 「 財産分与の意味と内容について説明することができる。」
  - 「 財産分与と離婚慰謝料の関係について説明することができる。」



「離婚の際に子がどのように扱われるのか等について説明することができる。」

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。

「配偶者の一方が死亡した場合の生存配偶者の氏について説明することができる。」

「離婚後の子との面接交渉について説明することができる。」
- ・その余の項目は不要である。

#### 第4節 婚約，内縁等

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。

「婚約の成立要件について説明することができる。」

「婚約が不当に破棄された場合の法律関係を説明することができる。」

「内縁が一方的に解消された場合の法律関係を説明することができる。」

「内縁が一方の死亡によって解消された場合の法律関係を説明することができる。」
- ・「」の項目は不要である。

### 第4章 親子

#### 第1節 実親子

- ・以下の項目はそのままよい。

「嫡出子と非嫡出子の概念と，そうした区別が具体的にどのような意味を有しているかについて説明することができる。」

「嫡出推定制度について説明することができる。」

「認知の意義について説明することができる。」

「強制認知の要件を説明することができる。」
- ・以下の項目は「理解している」で足りる。

「嫡出否認制度について説明することができる。」

「推定されない嫡出子の意味とその法的地位を説明することができる。」

「嫡出推定の及ばない子の意味を説明することができる。」

「嫡出否認と親子関係不存在確認の違いを説明することができる。」

「いわゆる300日問題の意味を説明することができる。」

- 「認知の手続きについて説明することができる。」
- ・「認知の方式について説明することができる。」という項目は，

「認知の手続きについて説明することができる。」という項目と内容が重複している。
- ・その余の項目は不要である。

#### 第2節 養親子関係

- ・以下の項目はそのままよい。

「養子縁組の成立要件について説明することができる。」

「未成年養子についての特則を説明することができる。」

「協議離縁の要件を説明することができる。」

「裁判離縁の要件を説明することができる。」

「特別養子縁組の成立要件について，普通養子縁組との相違を含めて説明することができる。」
- ・その余の項目は不要である。

### 第5章 親権

- ・以下の項目はそのまま残すべきである。

「親権の意義を説明することができる。」

「誰が親権者となるかについて，必要な場合分けをしたうえで説明することができる。」

「財産管理権の内容について，具体例を挙げて説明することができる。」

「親権者と子の利益が相反する場合の法律関係について説明することができる。」

「親権の喪失について，その要件と効果を説明することができる。」
- ・以下の項目は「理解している」で足りる。

「父母の一方が他方の意思に反して両方の名義でなした行為の効力を説明することができる。」

「婚姻中の夫婦間における子の奪い合いをめぐる問題がどのように扱われるのかを説明することができる。」
- ・その余の項目は不要である。

#### 第6章 後見・保佐・補助

## 第1節 未成年後見

- ・「未成年後見の開始原因について説明することができる。」は、「理解している」で足りる。
- ・その余の項目は不要である。

## 第2節 成年後見

- ・「成年後見の開始について説明することができる。」はそのまま残すべきである。
- ・以下の項目は「理解している」で足りる。
  - 「成年後見人の要件とその選任手続きについて説明することができる。」
  - 「成年後見人の職務内容について説明することができる。」
- ・「」の項目は不要である。

## 第3節 保佐

- ・「保佐人の選任と職務内容について説明することができる。」は「理解している」で足りる。

## 第4節 補助

- ・「補助人の選任と職務内容について説明することができる。」は「理解している」で足りる。

## 第7章 扶養

- ・「扶養義務者と扶養義務の順序について説明することができる。」及び「扶養義務の内容と程度を説明することができる。」は残すべきであるが、「」の項目は不要である。

## 第5編 相続

### 第1章 総則

- ・「法定相続とはどのような制度であり、遺言相続とどのような関係にあるかを具体例を挙げて説明することができる。」は、「理解している」で足りる。
- ・「」の項目は不要である。

### 第2章 相続人

#### 第1節 法定相続人

- ・以下の項目はそのままよい。

「同時存在の原則とはどのような原則であるかを、具体例を挙げて説明することができる。」

「被相続人の死亡により、誰が相続人となり、その相続分がどうなるかを、説明することができる。」

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。

「推定相続人とはどのような概念か、またどのような法的地位を有しているかについて説明することができる。」

「現行民法において、嫡出子と非嫡出子の間で相続においてどのような相違が存在するか、それについてどのような憲法上の問題があるかを、判例・学説の考え方を踏まえて説明することができる。」

「被相続人の内縁の配偶者が、被相続人の財産についてどのような権利を有するかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。」

- ・その余の項目は不要である。

### 第2節 代襲相続

- ・「」の項目は不要である。

### 第3節 相続分

- ・以下の項目はそのままよい。

「相続分の概念について、分数的な割合の相続分と具体的相続分の異同を、具体例に即して説明することができる。」

「特定の財産を相続させる旨の遺言がどのような法的性質を有するかについて、基本的な考え方とその問題点を説明することができる。」

- ・「指定相続分と法定相続分の区別について、具体例を挙げて説明することができる。」は「理解している」で足りる。

- ・「」の項目は不要である。

### 第4節 相続欠格と相続人の廃除

- ・「相続人の廃除とはどのような制度であるかを説明することができる。」という項目はそのままよい。

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。

「相続欠格とはどのような制度であるかを説明することができる。」

「相続欠格の効果を、具体例を挙げて説明することができる。」

- ・「 」の項目は不要である。

#### 第5節 相続回復請求権

- ・「 相続回復請求権とはどのような権利であるかを、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。」は「説明できる。」で足りる。
- ・「 」の項目は不要である。

### 第3章 相続の効力

#### 第1節 相続の一般的効果

- ・「 」の項目は不要である。

#### 第2節 相続財産の範囲

- ・「 祭祀財産の承継について、民法の考え方を条文に則して説明することができる。」は「理解している」で足りる。
- ・その余の「 」の項目は不要である。

#### 第3節 相続と登記

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。
  - 「 特定の不動産を相続させる旨の遺言がなされた場合において、不動産の取得を第三者に対抗するために登記を備えていることが必要か否かについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。」
  - 「 遺産分割協議に基づいて法定相続分と異なる不動産持分を取得した場合において、第三者に対抗するために登記を備えていることが必要かどうかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。」
  - 「 相続放棄が行われ、他の共同相続人の不動産持分に変更が生じた場合に、民法177条の適用があるかを、具体例を挙げて説明することができる。」
- ・その余の「 」の項目は不要である。

#### 第4節 相続財産の共有

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。
  - 「 遺産分割前の共同相続人の相続財産の「共有」について、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。」
  - 「 共同相続された賃貸不動産の賃料債権が誰にどのように帰

属するかについて、判例の考え方を踏まえつつ、具体例に即し、問題点を説明することができる。」

「 遺産分割前に共同相続人の1人が特定の不動産を単独で使用する場合の法律関係とその問題点について説明することができる。」

- ・その余の「 」の項目は不要である。

#### 第5節 遺産分割

- ・以下の項目は「理解している」で足りる。
  - 「 遺産分割前の相続分の譲渡はどのような制度であり、どのような必要性を考慮したものであるかを説明することができる。」
  - 「 相続分の取戻しとはどのような制度であり、どのような要件の下で認められるかを、条文に則して説明することができる。」
  - 「 遺産分割とはどのような制度であるかについて、基本的な考え方を説明することができる。」
  - 「 共同相続人による遺産分割の協議がどのような法的性質の行為であるかについて、基本的な考え方を説明することができる。」
  - 「 遺産分割後に認知された非嫡出子がどのような権利を行使することができるかを、条文に則して説明することができる。」
- ・「 」の項目は不要である。

### 第4章 相続の承認と放棄

- ・「 」の項目は不要である。

#### 第4節 熟慮期間

- ・「 相続をするか否かに関する熟慮期間とはどのような趣旨に基づくものかについて、基本的な考え方を説明することができる。」は「熟慮期間の長さを知っている。」で足りる。

### 第5章 財産分離

- ・章自体不要である。

### 第6章 相続人の不存在

- ・「 」の項目は不要である。

## 第7章 遺言

### 第1節 遺言の意義と方式

- ・ 「遺言をなすことができるにはどのような能力が備わっていることが必要かを，行為能力・意思能力との関係に留意しつつ，説明することができる。」は「理解している」で足りる。
- ・ 「 」の項目は不要である。

### 第2節 遺言の効力

遺言の撤回とはどのような制度であり，どのような効力を有するかについて，説明することができる。

包括遺贈とはどのような制度か，特定遺贈とはどのような制度かを，それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

- ・ 以下の項目は「理解している」で足りる。
- 「遺言の効力がいつ発生するかについて，説明することができる。」
- 「負担付遺贈とはどのような制度であり，どのような効果を生じるかを説明することができる。」
- ・ その余の項目は不要である。

### 第3節 遺言の執行

- ・ 以下の項目は「理解している」で足りる。
- 「遺言の執行とはどのような制度であるか，その基本的な仕組みを説明することができる。」
- 「遺言書の検認とはどのような趣旨の制度であるかを説明することができる。」
- 「遺言執行者がいる場合に，相続人の処分権限がどのような制限を受けるかを，具体例を挙げて説明することができる。」
- ・ その余の「 」の項目は不要である。

## 第8章 遺留分

- ・ 以下の項目は「理解している」で足りる。
- 「相続開始前になされた贈与がどのような要件の下で遺留分算定に際して考慮されるかについて，条文に則して説明することができる。」
- 「相続人の1人が受取人となる生命保険金が遺留分算定に際し

て考慮されるかどうかについて，基本的な考え方と問題点を説明することができる。」

- 「遺留分減殺請求の相手方の価額弁償とはどのような制度であるかを，具体例を挙げて説明することができる。」
- 「相続開始前の遺留分の放棄について，制度の趣旨と問題点を説明することができる。」
- ・ その余の「 」の項目は不要である。

以上